

第 32 回延岡市農業委員会会議録

(令和 2 年 1 月 28 日)

1. 開催日時 令和2年1月28日(火) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 15名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	原田博史	2		3	井本みつよ
4	柳田慧子	5	松下康廣	6	織田竜二
7	安藤重徳	8	高橋正二	9	阿波野修一
10		11		12	田口正幸
13	松田宗史	14	大戸孝一	15	遠田祐星
16	佐藤純子	17	牧野博文	18	花畑志良一
19					

4. 欠席委員 4名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 20名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	佐野栄一	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	松田純二	6	
7	山田博敏	8	榎本毅	9	甲斐秀雄
10	矢山慶夫	11	田中昇	12	甲斐安太郎
13	岩切健	14	緒方武彦	15	
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	山本光公	20		21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 229 号 農地法第3条 貸借権の設定について
 議案第 230 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 231 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・市)
 議案第 232 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 233 号 農地法第4条の許可申請について
 議案第 234 号 農地法第5条の許可申請について
 議案第 235 号 非農地証明願いについて
 議案第 236 号 農地あっせん委員の指名について
 議案第 237 号 農地利用最適化推進委員の辞任について

- 報告第 119 号 農地法第5条の届出について
 報告第 120 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 121 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 39 号 農用地利用配分計画 (案) について
 協議第 40 号 延岡市農業委員会規則の一部改正 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠生 修	局長補佐兼 農政係長	佐藤 英男	農地係長	甲斐 啓二
主任主事	永友 孝生	北方産業建設課 総括主任	甲斐 由紀	総合農政課 主任主事	市來 幸司

8. 会議の概要

議 長	ただ今から第 32 回 延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より報告致します。 本日は委員総数 19 名中 15 名の出席でございます。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを併せて報告致します。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 6 番 織田竜二委員と委員番号 14 番 大戸孝一委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 229 号 農地法第 3 条 賃借権の設定についてから議案第 237 号 農地利用最適化推進委員の辞任についてまで、議案 9 件、報告案件 3 件、協議案件 2 件となっています。 それでは、議案の審議に入ります。 議案第 229 号 農地法第 3 条 賃借権の設定について提案いたします。整理番号 1 番について、田中昇農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
田 中 推 進 委 員	おはようございます。推進委員の田中です。片伯部農業委員が欠席ですので代わって説明を致します。所在は東浜砂町、田 5 筆の計 2,183 ㎡、貸人は、北浦町在住の 60 代の男性で、借人は浜砂在住の 70 代の男性です。この土地は以前からずっと耕作している土地で、何ら問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 1 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。 また、第 7 号につきましては、ただ今、田中推進委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして、議案第 230 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案致します。整理番号 1 番、2 番について、委員番号 6 番 織田竜二委員より説明をお願い致します。

織田委員	<p>委員番号6番の織田です。1番案件についてご説明します。所在は行勝町、地目は田1筆161㎡、譲渡人は松山町在住の方、譲受人は行勝町在住の方です。21日に私と榎本推進委員で現地調査を行いました。地域の調和要件は問題ありませんでした。理由としましては農業経営規模拡大ということです。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p> <p>次に2番案件についてご説明します。農地の場所は舞野町、田1筆991㎡です。譲渡人は舞野町在住、譲受人は同じく舞野町在住の方です。21日に私と榎本推進委員で現地調査を行いました。譲受人が、現在日之影町の方にあるハウスを、隣に持ってきて建てたいということで、理由は経営規模拡大です。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号3番について、黒田推進委員より説明をお願い致します。
黒田推進委員	はい。黒田です。所在は北川町の田1筆1,239㎡です。譲渡人は北川町の方、譲受人も北川町の方です。23日に安藤委員と私と、譲受人は仕事で都合がつかなかったの、譲受人のお母さんで現地確認をしました。地目は田になっていますが、もう結構荒れていて田んぼとしてはどうかなという感じでした。譲受人は後で果樹とか植えたいということです。理由は経営規模拡大です。ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	次に、整理番号4番と5番について、委員番号8番 高橋正二委員より説明をお願い致します。
高橋委員	<p>はい。委員番号8番高橋です。まず4番案件についてご説明します。所在は石田町、畑1筆115㎡、譲渡人は石田町在住の60代の男性、譲受人も石田町在住の50代の男性です。理由は経営規模拡大ということです。24日に譲受人、甲斐安太郎推進委員、私の3人で現地調査を行いました。現地は譲受人の自宅の南側の隣で、本人も定年を機に野菜栽培をしたいということでした。境界も明確で、地域との調和要件も問題なく、許可相当と判断しました。</p> <p>続きまして、5番案件ですが、所在は下伊形町、田1筆621㎡、譲渡人は下伊形町在住の80代の方、譲受人も下伊形町在住の80代の方です。理由としては経営規模拡大ということです。25日に譲受人と岩切健推進委員と私の3人で現地調査を行いました。現地は譲受人の農地、田んぼの北側にあり、隣も合わせて集積して効率的に使いたいということです。境界も明確であり、地域との調和要件も問題なく、許可相当と判断しました。4番、5番とも皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号6番について、田中昇農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
田中推進委員	はい。推進委員の田中です。整理番号6番について説明します。所在は出北、田2筆の計926㎡です。譲渡人は熊本市在住の50代の女性、譲受人は長浜町在住の50代の男性です。23日に片伯部農業委員と譲受人と私の3人で現地調査を行いました。現地は図面にあるとおりですが、今ある農地と続きになり、経営規模を拡大してやりたいということです。ご審議の程よろしくお願い致します。
議長	最後に、整理番号7番と8番について、委員番号18番 花畑志良一委員より説明をお願い致します。
花畑委員	はい。委員番号18番の花畑です。まず7番案件について、所在は北方町蔵田、畑2筆561㎡です。現地は、譲渡人の家の近くで、譲受人は市内在住の方ですが、譲渡人のお姉さんの夫になります。譲渡人が体調を崩し農業を続けることが無理となったため、譲受人

	<p>に譲りたいということです。23日に木村推進委員と現地調査を行いました。地域との調和要件についても何ら問題はないと判断しました。理由は経営規模拡大ということで、以前にも家の近くの柿畑を譲り受けておまして、かなりの面積を通いで農業されております。何ら問題ないと思います。</p> <p>続きまして8番案件についてご説明します。北方町蔵田の田1筆 35㎡です。譲渡人は北方町蔵田の方で、譲受人も北方町蔵田の方です。この案件は以前、親族の名義の田んぼが周りにあって、それを譲受人が買われたようですが、その田んぼの真ん中にあぜ道だけが残って別の名義になっているので、今回それも一緒に譲り受けたいということになっております。ここも23日に木村推進委員と現地調査を行いました。地域との調和要件につきましても何ら問題ないと判断しました。理由は経営規模拡大となっております。皆様のご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	<p>はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで8件とも問題ありませんでした。</p> <p>また、第7号につきましては、ただ今、各委員より現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして議案第231号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。それでは事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第231号の農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。議案書は7ページとなります。農地の貸人や借人、農地の所在につきましては議案書に記載のとおりで、10年間の賃借権の設定となっております。借人は水稻を中心に農業をされている北浦町の担い手で、今回の農地は畑として活用する計画となっております。計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。</p>
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。

委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
事務局	<p>続きまして議案第 232 号 農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい。それでは議案第 232 号の農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。</p> <p>契約内容につきましては、5年間、10年間、20年間の賃借権、また、10年間の使用貸借権となっています。この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、整理番号 1 番から 29 番につきましては、将来の地域農業を支える新たな担い手が農地を速やかに利用できるように農地中間管理機構と市町村が連携し、あらかじめ農地を用意しておくスタンバイ農地事業での権利設定となっています。</p> <p>このスタンバイ農地事業は、宮崎県の農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社が農地の中間管理権を取得し、その後、これらの農地を公社が保全管理しながら、2年以内に新規耕作者にこれらの農地を貸し付けるものです。</p> <p>この事業の詳細につきまして、総合農政課から説明をさせていただきます。</p>
総合農政課	(総合農政課が資料により事業説明を行う)
議長	<p>ただいま、総合農政課よりスタンバイ農地事業につきまして説明をさせていただきました。ご審議をお願い致します。</p> <p>何かご意見、ご質問はございませんか。はい、松田委員。</p>
松田委員	中間管理機構は2年間、保全管理をするということですが、中間管理機構の誰がすることになるのですか。
総合農政課	<p>中間管理機構の予算、仕組みでいうと保全管理の費用は国費の予算が使われるのですが、実際は例えば祝子地区で(保全管理を)するとしたら祝子地区の地域の農家さん達に依頼することになります。</p> <p>地区に既存する組織である祝子地区という区に県から保全管理を請け負って頂いて、農家さんに保全管理を依頼します。そして、決まった単価掛ける保全管理にかかった時間、等によりお支払いする、といった形になります。そこに貸付を請け負う企業が入ってきたら、その時に保全管理してもらった農地を2年後に引き渡して、そこで企業にやってもらうようなイメージになります。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>今、企業という言葉が出てきましたが、そういうことが前提なのでしょうか。</p>
総合農政課	<p>事業としては初めてであり、宮崎県としても初めての取り組みということになるのですが、公社が言うには、新規就農者が農業大学校とか講座とかで研修を受けて卒業後すぐに自立して耕作できるように農地を確保、取得というのが最初の発端ということでした。</p> <p>具体的に言うと、テレビ等でも取り上げられていますが、南浦の須美江地区の耕作放棄</p>

	<p>地に農業法人が入ってきている箇所があります。ただ残りの部分については、農業法人なのである程度広い範囲でやりたいということで来られているのですが、残りの箇所はどうしても鳥獣害が酷くて、その防護柵等の設置に時間がかかる、けれど農地を確保したいということで、そこで獣害対策が終わるまでは、まずはスタンバイ農地、その後は畔をとったり農地を整備したり、鳥獣害対策を2年以内に完了させて、耕作ができる条件が整ったら農業法人に配分をしたいということで、県の方から振興局を通して頂いた話になります。</p>
佐藤委員	<p>その農地については最低の広さがどのくらい以上ないといけないとか、広さは決まっているのでしょうか。</p>
総合農政課	<p>いえ、決まりはないです。</p>
佐藤委員	<p>10アールでも大丈夫ですか。</p>
総合農政課	<p>そうですね。下限はないです。通常、農地中間管理事業というのは市が全部やるのですが、お金の出所がいわゆる国費、直接は公社の事業になります。公社の許可、認可が必要になります。相談していただければ、それをこちらでまとめて公社にこういった相談があるのですが、ということで詰めていく形になります。</p>
佐藤委員	<p>はい。わかりました。</p>
議長	<p>はい。田口委員、どうぞ。</p>
田口委員	<p>これまで、このスタンバイ農地が出来る前というのは、大体は相対で出し手がいて、借り手がいて、もう決まった状態で中間管理機構の方という流れだったのが、このスタンバイ農地というのは出し手側をどんどん増やしていくのが目的なのか、一旦、中間管理機構に預けて受け手の準備が整い次第、渡していく、といった理解の仕方でもいいのかなと思っています。</p>
総合農政課	<p>全体的なニュアンスはそうなるかと思うのですが。これは（農地なら）どこでも受けるというような感じではないです。そこも公社の判断になるのですが。佐藤委員、田口委員の言われたことも間違いではないのですが、あくまでもスタンバイ事業は、新規就農者が勉強している間に農地を確保する、という目的のために事業が始まったということで、企業のために農地を整えるためのスタンバイということになったというのにもだいぶ時間がかかりましたし、公社が判断することになると思います。</p> <p>通常の地区案件とか個別案件であれば基本的にはマッチングした状態で挙げることになると思います。ホームページなどを見ればわかるのですが、本来は、公社に預けて公社が配分しますが、宮崎県ではマッチングした状態で公社が受ける状態が多いです。</p>
田口委員	<p>結局、出し手側も出したくても出せないという状況がまだある、ということですね。審査があつて農振地でないと駄目であるとか、環境が良いところでないとか引き取ってくれないとか。こういったスタンバイ農地にも入れないという状況になっていますよね。</p>
総合農政課	<p>そうですね。基本的にはこれができるからと言ってどこでも預けられるという感じではないですね。もちろん相談は大丈夫なのですが、公社が最終的に判断します。</p> <p>ただ今後は農振地域外も農地中間の範囲内になるので。マッチングは必要になります。が、実際は皆さんの力を借りてマッチングをした上で挙げていくことになると思います。</p>

	農振地域内でないと、というのは来年度以降から外れます。
議長	はい。高橋委員。
高橋委員	はい。スタンバイ農地で、例えば、耕作放棄地になっていて湿原とかそういうことで、今耕作していない農地が面積的にもかなりあるのですが、そういうところは2年間預けたら、工事等や排水対策とかしてもらって、作物が作られるような状態にしてもらっておくというような、そういう農地も挙げてよろしいのですか。
総合農政課	はい。これは前提として2年後に確実に受け手の方が受ける農地であると、受け手の方がその約束が出来れば、制度的には大丈夫です。仮にそこが山で酷い状態であっても、その地区の方が受けてもらって確実に2年間の間に整備をして、2年後には確実に受け取ってもらうという覚書を交わします。保全管理料がいくらであるというような通常の契約書以外の覚書となりますが、そうであれば制度上は問題ないです。 ただそれを公社がどう判断するか、というのも通常みたいはただどの土地を誰に、ということで簡単に契約書を作るのではなくて、それまでに何回も話し合いを重ねて協議をした上で決定していくようなこととなります。
高橋委員	それなら、まず土地を挙げてもらって、中間管理機構の方で見てもらって、受け入れますとか、そういうことになるのでしょうか。
総合農政課	そうですね。ただそこが下りるか下りないかというのは県の判断になりますので。ただ制度的には問題ないです。新規就農者であれ、新たに外から入ってくる法人に対しても提供する農地であれ受けているので、地域にいる担い手さんがそういう風に言ってきてくれたことを多分、駄目であるということはないと思うのですが。 何分、これは県内でも初めての事例ですので、今後ともやっていくのか。あと、予算的な問題ですので、予算が付くのかどうかというところがありますので。もちろん相談はしていただければ受けます。
高橋委員	はい。わかりました。
議長	私達が初めて聞くこのスタンバイ農地というのは、議案書を見ると須美江町だけですね。ということは2年後に渡せる所はもう決まっているから既に取り組んでいるのですか。
総合農政課	そうです。
議長	それでは時間がかかりましたが、色々説明が終わりましたので。何か他に無いでしょうか。それでは採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして、議案第233号 農地法第4条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 それでは整理番号1番について、榎本毅農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。

榎 本 推 進 委 員	はい。推進委員の榎本です。整理番号1番について説明致します。所在が行騨町、地目は田2筆、面積は789㎡です。申請人は行騨町在住の方です。地図は次頁にあります。理由といたしまして、農業用倉庫・農作物の展開場として使用するというものでした。24日に事務局、甲斐委員、私とで現地調査をしております。委員の方のご審議をよろしくお願ひ致します。
議 長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	はい。事務局より農地区分につきましてご説明いたします。整理番号1番につきましては、第1種農地となっています。第1種農地の転用につきましては原則不許可となっておりますが、申請地は例外規定である農業用倉庫や農作物の乾燥、出荷等の農業用施設が整備されていて、農地転用が認められ許可相当となっております。 また、申請地はすでに農業用倉庫が建っている状況であり追認申請ですが、道路法及び建築基準法に基づく協議が行われて支障なしとの判断がなされており、始末書も添付されています。周囲の農地につきましても、営農上、支障はないものと判断いたしました。以上です。ご審議をお願い致します。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。 続きまして、議案第234号 農地法第5条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。 それでは整理番号1番、2番について、久富農地利用最適化推進委員より説明をお願いします。
久 富 推 進 委 員	推進委員の久富です。整理番号1番と2番についてご説明します。1番の所在は大峽町、地目は田1筆317㎡、2番の所在は大峽町、田2筆の計915㎡で、合計で3筆1,232㎡です。1番と2番案件は一続きの土地になります。1番の賃貸人は佐野町在住の方、2番の譲渡人が塩浜町在住の方です。1番の借借人と2番の譲受人は同じ富美山町の建設業者です。理由としては建設資材置場、駐車場として使用したいということでした。 現在土地の3分の1程に鉄骨の建物が建っていて、残りは解体した鉄骨が置いてあり、砂利の敷地で隣接地は原野でススキが立っていますが、境界もはっきりして、フェンスを建てるそうです。現場は学園高校より先へ行ったところで、高速道路の法面の下です。24日に私と原田農業委員、市職員2名、県職員2名と申請人の2名の併せて8名で現地調査を行いました。特に問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひ致します。
議 長	次に、整理番号3番について、榎本毅農地利用最適化推進委員より説明をお願いいたします。
榎 本 推 進 委 員	はい。榎本です。整理番号3番について説明致します。所在は行騨町、畑3筆の計1,370㎡となっております。譲渡人は野田在住の方、譲受人は緑ヶ丘の業者となっております。理由としてはここに建売住宅を建てるということでした。24日に事務局、甲斐委員、私とで現地調査をしております。令和2年3月から着手していきたいという話を業者の方がさ

	<p>れておりました。委員の方のご審議よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>続きまして「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。事務局より農地区分につきましてご説明いたします。整理番号1番から3番につきましては、第2種農地となっています。第2種農地の転用につきましては、付近に第3種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>なお、整理番号1番につきましては、すでに建設資材置場及び駐車場が整備されていますが、始末書も提出されており、整理番号2番、3番につきましては、転用の実効性や資力に問題なく、道路法や建築基準法による協議が行われており、計画については支障なしとの判断がなされております。また、周囲の農地につきましても、営農上、支障はないものと判断いたしました。以上です。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。</p>
高橋委員	<p>続きまして、議案第235号 非農地証明願ひについて提案いたします。整理番号1番について、委員番号8番 高橋正二委員より説明をお願いします。</p> <p>委員番号8番の高橋です。1番案件についてご説明します。所在は上伊形町、地目は畑1筆543㎡です。申請人は上伊形町在住の方です。現況は宅地となっております。申請人としましては農地法施行以前からの農地以外の土地であるということです。21日に申請人の弟さん、農地部の松田農業委員、岩切推進委員、私の4人で現地調査を行いました。以前は家屋が建っていたところです。現在はそれが壊されて更地になっていました。また、左側の斜面に急傾斜工事がされていました。工事完了後には正式に農地を外して家屋を建てたいということでした。特に問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号2番について、委員番号5番 松下康廣委員より説明をお願いします。</p>
松 下 委 員	<p>委員番号5番の松下です。整理番号2番についてご説明します。所在は方財町、畑1筆、3,421㎡です。申請人は南町在住の方です。申請地は土捨て場になっており、土砂層で6mくらい埋められて、今整地されていました。</p> <p>現地の東側は川の水が流れ込んでいる湿地帯です。10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるという理由で今回の申請となりました。23日に片伯部委員、田中推進委員、私で現地調査を行いました。お手元に資料の写真がありますが、調査の結果、農地として使用することは困難であると判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号3番について、委員番号16番 佐藤純子委員より説明をお願いします。</p>
佐 藤 委 員	<p>委員番号16番の佐藤です。3番の議案を説明します。所在は小峯町、畑1筆の198㎡です。申請人は地元の財産管理組合となっております。地図や資料の写真を見てくださいと、クリアパーク工業団地第2工区の外側の道の土手側となっております。10年以上</p>

	<p>耕作放棄され将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということで、申請があがっています。21日に私と推進委員の黒田さん、農地部の高橋さん、市の職員3人と現地調査を行いました。以上、ご審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>最後に、整理番号4番について、委員番号6番 織田竜二委員より説明をお願いします。</p>
織田委員	<p>6番織田です。4番案件について説明します。農地の所在は行膝町、地目は田1筆786㎡です。申請人は松山町在住の方です。21日に私と榎本推進委員、松田宗史委員と調査を行いました。写真を見てわかる通り、クヌギ等が立っており、その場所に行く途中も軽トラックも通らないような道でした。山林化して、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということでした。ご審議の程よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただ今、各委員からの説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。 はい。松田委員。</p>
松田委員	<p>13番の松田です。整理番号2番の件ですが、10年以上耕作放棄されているということですが、人為的に埋められた土地だと思っております。埋め立て許可とかはいつ出たのでしょうか。埋める時に、畑に復元して表土を上を上げて埋めますから埋め立て許可を下さいというように大体するのですが、これだったら最初から耕作放棄地にするために埋めているようなものですから。</p>
議 長	<p>事務局は何かありますか。</p>
事 務 局	<p>はい。松田委員が言われるのは、本来ならば農地ですので、然るべき工事残土等を入れた場合には当然何辺か盛り上げてその上に表土を張って、畑などの活用があるのではないかとされているのだと思いますが、調べた限りで正直そういったものは出ておりませんでした。今回、説明があったとおり、下の元々あったであろうところから恐らく7～8m上がっており、元々のところは湿地帯で、というような状況のところかなと見たところ判断しています。現状としては砂利がかなり盛り上げられており、農振地区の白地でもありましたので、今回こういう形での申請になったということです。以上です。</p>
議 長	<p>他にありませんか。はい。花畑委員。</p>
花畑委員	<p>2番案件については、今までの農業委員会の流れからすると、非農地扱いでなく転用で出すのが本当だと思うのですが。</p>
事 務 局	<p>お答えさせていただきます。農地転用になりますと、基本的に計画がないと農地転用は認められません。非農地判断をしている一つの判断ラインというのがまず農振地区に入っているかどうかということです。今回の件は農振外の白地ですので、転用となりますと申請理由に何か、そこに農業倉庫を建てるとかの活用の計画が必要になってくると思います。花畑委員が言われることは方向性としては確かにその通りだと思いますが、現状としましてそういった計画等がなく砂利が入って雑種地的な状況にある土地ですので、非農地として申請があがってきています。以上ご理解宜しく願います。</p>
議 長	<p>他にございませんか。 今花畑委員が言われたことは大事な事で、例えば今回は湿地という話でしたけど、かな</p>

	り埋められて当然作られない。そういう時に今みたいに白地で、何でもみたいな話がありましたが、これに例えばどこからいい土を持ってきてまた畑に戻すということでもない。そんなこと出来る土地でもない。
事務局	現実的には表土を持ってくれば畑として活用は可能ではあると思います。
花畑委員	埋められた土地の境界とかはわかるのですか。地籍が進んでいて地番、番地がわからない状態で許可を出すのはどうかと思うのですが。
事務局	許可は農地か農地でないかという判断です。字かいを決める境界を判断するというではありません。あくまでも現地を見た時に農地として活用出来るのか出来ないのかという判断になってくるかと思います。確かに花畑委員が言われるように、転用ではないかということですが、あくまでも今回の申請については、そこが農地であるか、農地でないか、という申請になりますので。
議長	もう一つだけいいですか。農地でなく非農地扱いにした時に、周りの農地には問題ないと理解していいですか。
事務局	現地につきましては北側が盛られていて、その北側の2反近くが整備され太陽光パネルが整備されています。南側は防風林というか雑木が境界みたいな感じで茂っておりまして、その南側に道が入っておりまして、その道で農地と、盛られているところの境界になっているような感じです。周辺の農地に影響はないと、判断しております。
議長	はい。松田委員。
松田委員	はい。埋め立て許可を出すときには申請しますが、その申請はいつあがってきたか調べたらわかると思うのですが。
事務局	それも含めて調べてみないと、出されているかどうかは私の方では答えを持ち合わせておりません。
議長	他にありませんか。
花畑委員	この近くに他に農地はないということですか。
事務局	この辺りは太陽光パネル、メガソーラー的なものが広がっています。こちらの方は乗馬クラブの練習場になっていて、道で畑の農地と分かれています。近くは雑種地とか原野で、この道路から南は畑が広がっている状況です。
議長	はい。色々意見が出ましたが、基本的には非農地扱いにした時に、あとの農地は問題ないと判断していいですね。
事務局	私共が現地を調査した限りでは支障はないと判断しております。
議長	はい。他にありませんか。田中推進委員、何かありませんか。
田中推進委員	この辺りは下の方はずうっと湿地帯です。だから現地は相当ひどい状況です。農地も酷いけれど、あの界限全部あと10年もしたら荒れてしまうのではないかと心配しています。

	<p>夏は水が上がるものですから。露地栽培をする人が少なくて、他に何かいいものがあればと思うけど、もう耕作者はみんな年を取っているから、5年、10年もすると荒れ地が増えるのではないかと心配をしています。</p>
議 長	<p>わかりました。色々な意見が出ましたけれど、採決したいと思います。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第236号 農地あっせん委員の指名について提案いたします。今回2件の申請がありますが、事務局と協議した結果、整理番号1番の農地のあっせん委員につきましては、委員番号10番 片伯部芳徳委員と田中昇農地利用最適化推進委員を指名したいと思います。</p> <p>また、整理番号2番の農地あっせん委員につきましては、委員番号19番 菊池光雄委員と緒方武彦農地利用最適化推進委員を指名したいと思います。いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしということなので、指名された委員の方はよろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして、議案第237号 農地利用最適化推進委員の辞任について提案いたします。これにつきましては、議案書に記載のとおり、福谷農地利用最適化推進委員から辞任の申し出がありましたので、その同意について審議を行うものです。詳細につきましては、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(事務局から説明。) ※個人情報につき、掲載しません。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局からの説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは採決に入ります。同意される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>確認しました。全員一致でございますので、福谷農地利用最適化推進委員の辞任について同意いたします。</p> <p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。報告第119号、農地法第5条の届出についてです。この報告は権利の移動を伴った農地転用です。全部で6件の届出があり、田7筆の2,169㎡の転用となっております。</p> <p>続きまして報告第120号 農地法第18条第6項の通知についてご説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。全部で4件の届出があり、田16筆の11,696㎡とな</p>

	<p>っています。</p> <p>続きまして報告第 121 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてご説明いたします。この報告は農地の権利を取得した届出です。全部で 3 件の届出があり、田 16 筆 4,971 m²、畑 8 筆 2,188 m²、合計 24 筆の 7,159 m²となっています。</p> <p>この届出の内容につきましては議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようですので、続いて協議第 39 号 農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願い致します。</p>
総合農政課	<p>はい。総合農政課より協議第 39 号 農用地利用配分計画（案）についてご説明致します。本件は、議案第 232 号 農用地利用集積計画の案件で議決されました農地中間管理機構分の集積計画についての配分計画（案）となっております。</p> <p>ただし、今月については、先程説明しました通り、議案第 232 号の中で備考の欄に※印の 29 件の須美江地区の農地につきましては、スタンバイ農地事業の対象となっています。そのため 20 年の集積計画で挙げさせてもらっていますが、期間のイメージとしては先程も説明した通り、最大 2 年間公社が借り受けて保全管理し、その後 18 年の担い手への引継ぎ及び耕作といったイメージになりますので、今月につきましては集積計画に挙げた田 95 筆、畑 8 筆の計 103 筆の 85,927 m²の集積計画がありますが、配分計画の（案）につきましては、スタンバイ農地対象分の須美江地区の 38,511 m²を除きまして、田と畑合計で 52 筆計 47,416 m²について、議案書に掲載の様式第 7 号— 2 農用地利用配分計画（案）のとおり、地権者合計 8 名の方から、受け手 5 名への配分となっております。今月の案件につきましては、北方町曾木地区の重点実施地区とその他の個別案件での配分計画となっております。以上です。</p>
議 長	<p>はい。ただ今、説明がありましたが、説明内容についてご質問はありませんか。今は須美江町だけ除いてあるということでしょうか。</p>
総合農政課	<p>はい。そうです。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>はい。異議なしということですので、続きまして、協議第 40 号 延岡市農業委員会規則の一部改正（案）について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>延岡市農業委員会規則の一部改正（案）について説明します。改正理由として、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律第 3 条により農地法の一部が改正されたことに伴い、延岡市農業委員会規則の一部が引用する同法の条文にズレが生じたことからの一部を改正します。</p> <p>規則第 23 条第 10 号で引用する農地法第 4 条第 1 項第 5 号が同項第 6 号に、第 5 条第 1 項第 3 号が同項第 4 号に繰り下がったことから、規則第 23 条第 10 号中「第 4 条第 1 項第 5 号又は第 5 条第 1 項第 3 号」を「第 4 条第 1 項第 8 号又は第 5 条第 1 項第 7 号」に改めます。なお、改正された農地法は既に施行されているため、公布の日から施行します。以</p>

議 長	<p>上です。審議をお願いします。</p> <p>ただ今、説明がありましたが、説明内容についてご質問はありませんか。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして第 32 回 定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆様お疲れ様でした。</p> <p>次回定例農業委員会 2月28日(金) 午前9時30分～ 本庁舎 2階 講堂</p>
-----	---

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 原 田 博 史

6 番 織 田 竜 二

14 番 大 戸 孝 一